## 新設助成金の設定及び既存助成金の拡充について(案)

第129回 (R5. 6. 12)

参考資料 2 (第128回資料1-1)

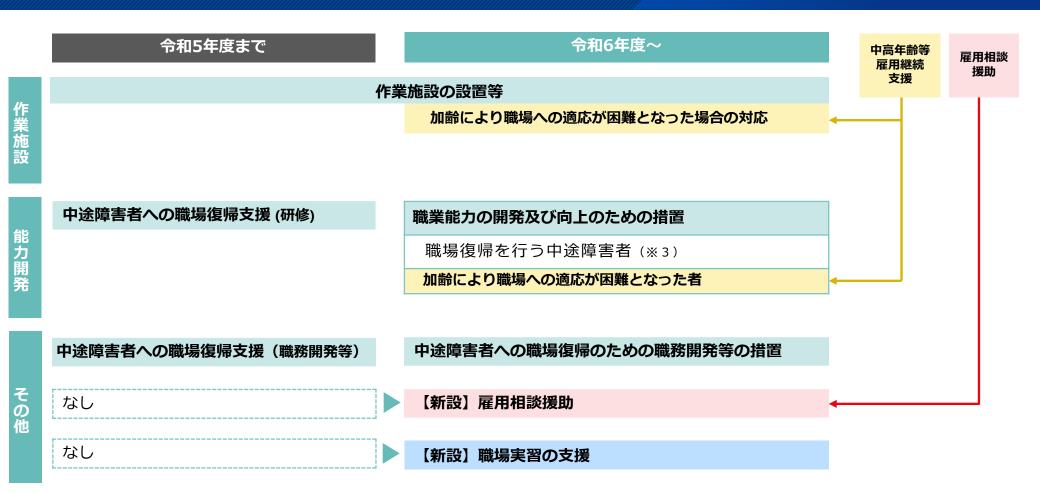
○ 令和6年度から、納付金助成金の充実を図ることとしているが、これまでの障害者雇用分科会における 議論を踏まえるとともに、特に指摘のあった分かりやすさにも考慮し、下記の考え方で、全体を次ページ 以降のとおり見直す。

### 基本的な考え方

- 分科会の意見書やこれに基づく個々の企業へのヒアリングを通じて把握したニーズ等を踏まえ、納付金助成金について、
  - ・ 障害者雇用の経験・ノウハウが不足する事業主への障害者雇用に関する相談援助のほか、
  - ・ 加齢により職場への適応が困難となった障害者の雇用継続のための支援を新たに行うとともに、
  - ・ 雇入れ時等の介助者、ジョブコーチ、専門職等による職場への定着支援の拡充等を行う。
- その際、以下の観点に留意し、全体を見直すこととする。
  - 事業主が目的に応じ助成金を適切に活用できるよう、分かりやすさ等も考慮し、助成金やそのメニューの拡充、整理を行う。
  - なお、新たに加齢に伴う課題に対する支援を行うに当たっては、可能な限り切れ目のない支援を 行うこと、また分かりやすい制度設計とすることが重要であるため、既存の助成金の枠組みを活用 し、その中で継続して支援を行うことができるようにする。

※1 介助者等の配置及び委嘱について、申請期間が雇入れから一定期間とされているが、職務内容の変更等があれば認定申請できることについて明確化するとともに、手話通訳・要約筆記等担当者については支給期間(10年)を企業単位ではなく、障害者毎に計算することとする。

# 令和6年度以降の助成金の拡充イメージ②



#### ※3 支給に当たって、

- ・ 職場適応措置の実施を要件としないこととするほか、
- ・ 助成額について、費用額に応じた支給ではなく、加齢により職場への適応が困難となった場合と同様の助成率等(助成率:3/4、上限額:①中小 企業年30万/人、②それ以外の事業主年20万/人)とする。

## (参考) 中高年齢等雇用継続支援について

	助成金	支援内容・拡充内容
新設	中高年齢等障害者職場適応助成金 (仮称)	加齢により職場への適応が困難となった中高年齢等障害者(35歳以上の者)の雇用継続が図られるよう、事業主が行う①職務の転換のための能力開発、②業務の遂行に必要な者の配置又は委嘱、③業務の遂行に必要な施設の設置等への助成を実施。 【中小・多数雇用事業主に上乗せ】

### 支給額

① 能力開発

対象事業主	助成率	上限額(年額・一人当たり)
中小企業主等以外の事業主	3/4	20万円
中小企業主又は多数雇用事業主	3 / 4	30万円

② 職場介助者(視覚、四肢機能)、手話通訳・要約筆記等担当者(聴覚)、職場支援員(身体、知的、精神等)の配置または委嘱、 職場適応援助者による支援

介助等助成金、職場適応援助者助成金と同様。

③ 施設又は設備の設置又は整備

障害者作業施設設置等助成金と同様。

### 支給回数・期間

- ① 最大1年間(支給後、5年間は支給しない。)
- ② 最大10年間(職場介助者、手話通訳担当者) 最大6年間(ジョブコーチ(1年8か月又は2年8か月)+職場支援員(残期間))
- ③ 既存の障害者作業施設設置等助成金と同様。